

## 新規保育施設の利用定員について

## ○ 小規模保育事業の認可及び利用定員について

施設名	ふえありい保育園 吉川美南園
種別	小規模保育事業B型
所在地	吉川市高富1-5-2 パレスK 1階
利用定員	19名

詳細については、次頁のとおり。

## 【参考】

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）一部抜粋  
（特定地域型保育事業者の確認）

第四十三条 第二十九条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、地域型保育事業を行う者の申請により、地域型保育の種類及び当該地域型保育の種類に係る地域型保育事業を行う事業所（以下「地域型保育事業所」という。）ごとに、第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育の事業を行う事業所（以下「事業所内保育事業所」という。）にあっては、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育の事業を自ら施設を設置し、又は委託して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育の事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第六条の三第十二項第一号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。以下「労働者等の監護する小学校就学前子ども」という。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を定めて、市町村長が行う。

2 略

3 市町村長は、第一項の規定により特定地域型保育事業（特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。）の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

## 施 設 概 要

種 別	小規模保育事業B型	
施 設 の 名 称	ふえありい保育園 吉川美南園	
施 設 長	津野 玲子 資格等：子育て支援員	
所 在 地	吉川市高富1-5-2 パレスK 1階	
設 置 者	株式会社フェアリー 【市内において、平成22年9月から「ふえありい保育園吉川園」を運営】 【法人、役員は欠格要件に該当せず】	
代 表 者	玉居子 高敏 【欠格要件に該当せず】	
開 所 時 間	平日7：00～19：00、土曜日7：00～18：00	
休 園 日	日曜、休日、年末年始	
保 育 料 等	市基準に準拠	
食事の提供方法	自園調理	
職員数（見込）	9人（うち保育士4人）	
施設設備 の概要	床面積	93.4㎡
	園庭	高富公園等の近隣公園を代替園庭とする。

## 子どもの定員及び職員配置計画

	児童の定員（人）			学級数	認可基準に基づく配置基準（人）		職員数（見込）
		2号・3号認定	1号認定		2号・3号認定	1号認定	
施設長（園長）							1
主任保育士							—
保育従事者	0歳児	3	/	/	1. 0	/	5
	1歳児	8			2. 6		
	2歳児	8					
	3歳児	—			—		—
	4歳児	—			—		
	5歳児	—			—		
	その他						1
小計		19			4. 6		6
調理員							2
事務職員							0
その他							0
合計							9

※1号認定：満3歳以上で教育を受ける児童の認定

2号認定：満3歳以上で保育を必要な児童の認定

3号認定：満3歳未満で保育を必要な児童の認定

※職員配置基準

- ・ 0歳児数 × 1 / 3
- ・ (1歳児数 + 2歳児数) × 1 / 6
- ・ 3歳児数 × 1 / 20
- ・ (4歳児数 + 5歳児数) × 1 / 30

# 位置図

